

御坊市斎場火葬炉設備改修工事
プロポーザル実施要領

令和7年4月

御 坊 市

御坊市斎場火葬炉設備改修工事プロポーザル実施要領

1. 目 的

御坊市斎場は、平成元年に竣工し、毎年保守点検と修繕を実施しているが、設備の老朽化が進み、経年劣化による故障が増えている。また、近年の柩サイズの大型化に伴い、大型炉が一炉しかないため、対応が困難になることがあり更新が必要である。

今回、火葬炉設備の改修工事にあたり、市の意向を十分に理解したうえで、優れた技術水準及び実績を持ち、当斎場の運営に熱意と責任をもって対応できる火葬炉設備工事業者を選定することを目的に、公募型プロポーザルを実施するものである。

2. 事業概要

- (1) 工事の名称 御坊市斎場火葬炉設備改修工事
- (2) 工 事 場 所 御坊市島 地内
- (3) 火 葬 炉 数 火葬炉 3 炉
- (4) 工 事 内 容 火葬炉設備の改修に伴う実施設計、工事施工
- (5) 期 間 以下のとおり
 - ・実施設計書作成期間 仮契約後日から令和7年度中
 - ・工 事 期 間 令和7年度～令和10年度（予定）
- (6) 概算事業費 提案する見積価格の上限は¥322,000千円（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。

3. 参加資格要件

本審査に参加できる者は、次に掲げる条件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 令和7年度御坊市入札参加資格者名簿のうち、建設工事の区分に登録された者。
ただし、建設工事の区分に登録されていない者が、本プロポーザルに参加する場合は、参加表明書の提出までに、本実施要領「7. 参加表明書の提出」に記載している参加資格審査申請を行い、これが正式に受理されることにより、御坊市入札参加資格者名簿に登録された者と同等であるとみなすものとする。
なお、この参加資格は、本工事に対してのみ有効とする。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から選定までの期間に、御坊市建設工事等指名停止等の措置要綱に基づく、指名停止期間中でないこと。
- (4) 近畿2府4県内に本社、支社、支店、営業所等があり、保守点検等のメンテナンス技術者が支社、支店、営業所等において合計で5名以上常駐していること。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく機械器具設置工事について、特定建設業の許可を受けている者。
- (6) 工事施工にあたり、配置技術者は、建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。なお、配置技術者は技術提案書提出以前3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。
- (7) 建設業法第27条の23の規定により直前の決算に基づく経営事項審査を受け、当該経営事項審査に係る総合評定通知書が有効期間内であり、かつ（5）に定める工種について総合評定値が1,050点以上である者。

- (8) 過去5年以内（令和2年4月以降）に元請として単体又は共同企業体の構成員（代表構成員に限る。）として、新築又は改築した2基以上の火葬炉（人体炉）を備える火葬場において、自ら製造し、設置完了した火葬炉設備工事の施工実績を有すること。ただし、単なる火葬炉改修工事は除く。
- (9) 御坊市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に定める暴力団等に該当しないこと。
- (10) 会社更生法又は民事再生法に基づき手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。（手続き開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）

4. スケジュール（予定）

1	公募開始	令和7年 4月10日（木）
2	質問書の受付開始	令和7年 4月11日（金）
3	質問書の受付締切日	令和7年 4月18日（金）午後5時必着
4	質問に対する回答期限	令和7年 4月30日（水）
5	参加表明書受付締切日	令和7年 5月16日（金）午後5時必着
6	参加資格確認結果通知	令和7年 5月23日（金）
7	技術提案書等の受付締切日	令和7年 7月 4日（金）午後5時必着
8	プレゼンテーション審査日	令和7年 7月23日（水）（予定）
9	審査結果（内定）の通知	令和7年 7月 下旬（予定）

5. 質問の受付及び回答

実施要領等について質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

(1) 提出期間

令和7年4月11日（金）から令和7年4月18日（金）午後5時必着

(2) 質問方法

質問書によりメールでのみ受け付ける。（様式2）

電子メールアドレス shiminkankyo@city.gobo.lg.jp

(3) 回答方法

技術提案に関する質問については、Q&A形式で御坊市のホームページで公表する。
それ以外の質問については、個別にメールにて回答する。

6. 施設の現地調査について

技術提案書の作成にあたり、「御坊市斎場」の現地調査を行う場合は、次の期間に限る。
なお、必ず事前に調査日時を連絡のこと。

(1) 連絡方法 メールでのみ受け付ける。

(2) 連絡先 上記5. (2)を参照

(3) 期 間 令和7年5月26日（月）から令和7年6月20日（金）まで

7. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和7年5月16日(金)午後5時必着
- (2) 提出方法 持参または郵送により提出することとし、持参の場合の受付は、土、日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。
また、郵送の場合は、書留等配達過程が記録されるものに限る。
- (3) 提出場所 〒644-8686 和歌山県御坊市菌350番地2
御坊市役所 市民生活部 市民環境課
- (4) 作成方法 参加表明書は様式1により作成し、次に示す図書を添付すること。
 - ①会社概要 (様式3)
 - ②施工実績 (様式4) (様式4、別記4-①)

(5) 参加資格審査申請

本実施要領「3. 参加資格要件(2)」に記載している参加資格審査申請が必要な者は、参加表明書の提出までに下記の書類を提出すること。

◆提出書類 下記のとおり(A4サイズ・ファイル綴)

- ①一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書
国土交通省申請書類(様式1-1、1-2、1-3)
- ②工事分割内訳表 国土交通省申請書類(様式2)
- ③業態調書 国土交通省申請書類(様式3-1、3-2、3-3、3-4)
- ④営業所一覧表 国土交通省申請書類(様式4)
- ⑤暴力団排除に関する誓約書 御坊市独自様式
- ⑥建設業許可証明書の写し
- ⑦総合評定値通知書の写し
- ⑧工事経歴書(1年分)
- ⑨法人…履歴事項全部証明書(写し可) 3か月以内のもの
個人…代表者の身分証明書(原本) 3か月以内のもの
- ⑩建設業、または中小企業退職金共済加入証明書(写し可)
- ⑪法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書(その3等) 3か月以内のもの
- ⑫使用印鑑届(原本) 任意様式
- ⑬印鑑証明書(写し可) 3か月以内のもの
- ⑭委任状(原本) 任意様式
営業所等に入札参加を委任される場合のみ。
- ⑮ISOの認証取得をされている場合は、審査登録証の写し
- ⑯代理申請を行う場合は、申請本人から申請代理人への委任状が必要。

(6) 参加資格確認結果の通知

参加者が、本実施要領「3. 参加資格要件」に記載している要件を全て満たしているかどうかを確認し、その結果を令和7年5月23日(金)までに書面を郵送して通知する。

8. 技術提案書の提出

- (1) 提出期限 令和7年7月4日(金)午後5時必着
- (2) 提出方法 持参または郵送により提出することとし、持参の場合の受付は、土、日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。
また、郵送の場合は、書留等配達過程が記録されるものに限る。

- (12) 定期的な保守点検やアフターサービス体制が優れているほか、緊急時及び災害時における体制や対応が迅速で正確であること。
- (13) 災害時の対応を考慮した設備であること。
- (14) 常に、稼働が可能な施設とするため災害時等のバックアップのための必要な設備、機器類を設置するとともに、耐震性にも考慮した設備とすること。
- (15) 火葬炉設備改修工事にあたり、建築物の工事にかかる施工にあたっては、原則として地元施工業者の協力を考慮して施工を行うよう計画すること。
- (16) 改修する火葬炉設備の供用開始後の火葬業務について、新旧の火葬炉設備の切り替え時の運転操作において考慮する事項について記載すること。

10. 計画主要項目及び能力

- (1) 年間火葬件数 401件／年（令和6年度実績）
- (2) 炉 数 3炉
- (3) 火葬炉型式 主燃焼炉：台車式大型炉（前入れ前出し）
再燃焼炉：主燃焼炉直上型、1炉1再燃焼方式
- (4) 燃 料 灯油
- (5) 火葬炉の配置 各社独自の空間で計画すること。
現況図（図4）を参考に自社の炉設備を設置する場合の計画（案）について提案すること。
なお、本斎場における火葬炉設備改修工事にあたって考慮する必要がある設備・空間としては次のとおりとする。また、火葬は1時間間隔での受入れとし、1日最大4件の火葬が可能となる計画とすること。
 - ①火葬炉室：火葬炉 3炉
 - ②監視室：デスクとデスク上にパソコン等の設置
 - ③電気設備：動力盤、制御盤、操作盤等
 - ④燃料供給設備：オイルタンク、オイルポンプ等
 - ⑤その他火葬炉設備業者独自で必要とする設備
- (6) 排 気 方 式 強制排気方式とする。
- (7) 炉 内 温 度 主燃焼炉は遺体及び副葬品等を適正に火葬できる炉内温度を保持し、再燃焼炉内温度はダイオキシン類等の環境汚染物質の加熱分解に必要な温度である約800℃以上950℃以下に保つこと。
- (8) 電気計装設備
 - ①現場操作盤 タッチパネル形式とし、火葬システムは各社独自とするが、各設備における動作表示の監視及び主要設備の制御ができる機能を有すること。
 - ②中央監視装置 火葬システムは各社独自とするが、パソコンによる集中監視及び制御ができる設備、装置とし、炉内温度及び炉圧、排ガス温度等のデータを蓄積でき、火葬炉の運転管理に反映できる機能を有すること。

(9) 火葬対象及び火葬時間等

①標準火葬重量

遺体重量（標準体重）	柩重量	副葬品	合計
75 kg	20 kg	5 kg	100 kg

※燃焼計算については、遺体体重は75 kgと設定する。

また、遺体重量100 kg以上の大型遺体の火葬も可能であること。

②最大柩寸法

市販の業者が製造する次に示す大型の柩の火葬も可能であること。

長さ	幅	高さ
2,100 mm	650 mm	650 mm

③火葬時間

遺体の標準体を75 kgと設定し、主燃焼バーナ着火から主燃焼バーナ消火までの時間を概ね65分とする。なお、大型の遺体や副葬品の状況により、火葬時間の延長も考えられ、発生する排ガス量についても増大することが考えられることから、排ガスの処理に係る各設備機器の処理能力は、余裕を持った設備計画とすること。

④冷却時間

火葬炉内における炉内台車と焼骨（遺骨）の冷却時間は約20分以内とする。

(10) 排出基準値

次に示す排出基準値は、性能保証事項とする。

項 目		排 出 基 準 値
排ガス濃度 (排気筒出口)	ばいじん量	0.1 g/Nm ³ 以下
	硫黄酸化物	30 ppm以下
	窒素酸化物	250 ppm以下
	ダイオキシン類 (※酸素濃度12%換算値とする。)	1.0 ng-TEQ/Nm ³ 以下
	一酸化炭素	平均 50 ppm以下 最大150 ppm以下
	塩化水素	50 ppm以下
悪臭物質濃度 (敷地境界線)	アンモニア	1 ppm以下
	メチルメルカプタン	0.002 ppm以下
	硫化水素	0.02 ppm以下
悪臭物質濃度 (敷地境界線)	硫化メチル	0.01 ppm以下
	二硫化メチル	0.009 ppm以下
	トリメチルアミン	0.005 ppm以下

	アセトアルデヒド	0.05 ppm以下
	スチレン	0.4 ppm以下
	プロピオン酸	0.03 ppm以下
	ノルマル酪酸	0.001 ppm以下
	ノルマル吉草酸	0.0009 ppm以下
	イソ吉草酸	0.001 ppm以下
	酢酸エチル	3 ppm以下
	トルエン	10 ppm以下
	キシレン	1 ppm以下
	メチルイソブチルケトン	1 ppm以下
	イソブタノール	0.9 ppm以下
	プロピオンアルデヒド	0.05 ppm以下
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm以下
	イソブチルアルデヒド	0.02 ppm以下
	ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm以下
	イソバレルアルデヒド	0.003 ppm以下
臭気指数	排気筒出口（臭気濃度）	1000以下
	敷地境界（臭気指数）	10以下
騒音	作業室内（稼動時）	80 dB（A）以下
	炉前ホール（稼働時）	60 dB（A）以下
	昼間敷地境界（稼働時）	50 dB（A）以下
振動	作業室内（稼動時）	60 dB（A）以下
	昼間敷地境界（稼動時）	50 dB（A）以下

（１１）告別方法

斎場職員及び遺族等により柩を霊柩車から柩運搬車に載せ替え、この柩運搬車を告別室に移動し、斎場における告別の儀式を行い、その後、柩（遺体）を火葬炉内の台車上に載せ替え、火葬を行う。

なお、運搬車等の型式・構造については、炉設備業者の提案とする。

（１２）収骨方法

火葬及び冷却終了後、炉内台車を炉前ホールに引出し、台車上の焼骨（遺骨）を炉内台車上から直接収骨する。

（１３）運転回数

1炉1日あたり最大2回とする。

(14) 運転管理

監視室を整備し、火葬（燃焼）状況、炉内温度の状況、排ガス状況等の監視と制御が可能であること。また、運転・監視及び環境汚染防止対策に役立つ必要なデータ収集・処理とそれぞれの記録の集積を行うことができ、モニターに各データの表示（グラフィック表示等）ができるシステムとすること。

(15) 改修手順について

前記、9.（1）に示したように、既存火葬炉を稼動しながら、火葬炉設備の改修工事を行うことから、既存火葬炉設備の解体撤去、新設火葬炉設備の設置等、各社の考え方による改修手順及び基本的な図面（配置、平面、立面等）の作成を別途添付した現況図（図4）を参考に提案をすること。

(16) 安全対策

- ①斎場を利用する遺族、会葬者及び職員の安全と事故防止に十分配慮した設備であること。
- ②日常の火葬炉設備の運転について、危険防止及び操作ミス防止のために、各種インターロック装置を設け、非常時の場合には各装置が全て安全側に作動するようにエマージェンシー回路（危険回避機能）を設けること。
- ③新しく設置する設備機器において、自動化した部位については、全て手動操作が可能なように設計すること。

(17) 非常時の運転

災害時等の緊急停止時における停電については、前記9.（5）の考え方により電力供給を受けるシステムとすること。

(18) 工事範囲

火葬炉設備改修工事については、一括発注とし、燃料供給に係る工事については、サービスタンク以降（ストレージタンクからサービスタンクまでの給油ポンプは含まない）からの工事とすること。

なお、必要な項目は各社にて追記すること。

(19) 保 証

①責任施工

改修する火葬炉設備の性能及び機能は、受注者の責任により発揮され、かつ保証されなければならない。また、受注者は本プロポーザル実施要領に明記されていない事項であっても、工事の目的を達成するうえで当然必要な設備機器等は、本市と協議の上、受注者の負担で施工しなければならない。

②保証期間

改修する火葬炉設備の保証期間は、工事期間が複数年にまたがる可能性があることから、炉ごとに期間を定めることとし、各炉別の正式引き渡しの日から原則として2年間とする。

なお、受注者の故意、又は重大な過失により故障が生じた場合は、別途本市と協議の上決定する。

③保証内容

ア. 保証期間中は、台車表面保護剤、枢受け金物を除き、全ての設備機器の保証をするものとする。

イ. 保証期間中に生じた設計・施工及び材質並びに構造上の欠陥によるすべての破損

及び故障は、受注者の負担により速やかに修理（補修）、改造又は交換しなければならない。ただし、本市の誤操作及び天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りでない。

④引渡し性能試験の実施

工事期間内又は工事完了後において主要な設備機器の能力等の性能試験を実施すること。さらに、火葬炉設備の引渡し後 1 か月以内に火葬炉の排ガス測定等を実施し、正常な機能が発揮することを確認する。なお、十分な性能が得られない場合は、改修計画書を提出し、受注者において速やかに適正な改修工事を行い、改めて排ガス測定等の性能試験を実施し、その結果を報告し、本市の承認を得ること。

（20）許認可申請

工事内容により関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きは受注者の経費負担により速やかに行い報告すること。また、受注者は、工事範囲において本市が必要とする関係官庁への許認可申請、報告、届出等を整理し、書類作成等について協力し、その経費を負担すること。

1 1. 技術提案書作成要領

（1）基本事項

①火葬炉設備に係る技術提案書は、原則として御坊市斎場火葬炉設備改修工事プロポーザル実施要領様式集のうち、様式 5 から様式 9 までで表現すること。

ただし、次の（2）に示した提出図書のうち、どの様式でも表現できない事項については任意様式で提出してもかまわない。

②技術提案書は、A 4 縦ファイルの左綴じ製本とすること。

③提出部数については、10 部（正本 1 部、副本 9 部（複写可））とする。

（2）提出図書（様式を示していない図書については全て「任意」様式とする。）

①火葬炉設備改修にかかる工事仕様書

（火葬炉設備全体の具体的な設備仕様書を添付のこと。）

②燃焼計算

ア. 火葬 1 体に係る燃焼計算書

イ. 主燃焼炉及び再燃焼炉の炉内容積及び燃焼負荷計算（主燃焼炉、再燃焼炉）

ウ. その他、必要があるもの。

③工事工程表（年次別に完成までの工事工程と設備全体の竣工までの工程）

④御坊市斎場での新旧火葬炉設備の切り替えに係る注意事項等について 様式 5

⑤図面（次に示す図面を提出すること。A－3 見開きで統一する。）

ア. 火葬炉設備フローシート及び火葬炉設備計装フローシート

イ. 火葬炉設備設置にかかる配置図、平面図、立面図（点検スペース等を考慮した必要寸法を示すものとする。）また、主要設備の重量（床面に係る荷重）を記載すること。

ウ. 築炉構造図

エ. 炉内台車

オ. バーナ（主燃焼及び再燃焼）

カ. 燃料供給設備（サービスタンク、オイルポンプ等）

キ. 排気筒

ク． 柁運搬車及び柁内台車運搬車（構造及び型式は柁設備業者の提案とする。）

⑥電気計装設備に関する提出図書

ア． 電気設備容量計算書及びシステム運転時負荷計算書

イ． 主要な設備機器の仕様書

ウ． 制御及び計装一覧表

エ． 監視室、柁前操作盤、柁制御盤等必要な盤類の形態図及び制御システム内容

⑦年間維持管理概要書

様式 6

単年度に必要な維持管理の概要と費用について記述するとともに、新しい火葬柁設備の導入以後の 10 年間に必要な維持管理の概要及び費用についても記載すること。

⑧主要機器の修理・部品交換等の費用及び保証期間一覧

様式 7

⑨見積書（実施設計・工事）

ア． 見積書（設計業務）

様式 8－1

イ． 見積書（設計業務）の内訳

様式 8－2

ウ． 見積書（工事）

様式 8－3

エ． 項目別工事見積書

様式 8－4

様式 8－5

見積書の内容は、技術提案書の内容（建築物の改修工事を含む）を反映させたものとする。

⑩提案事項（火葬柁設備業者としての考え方・方針等）

ア． 自然災害等に対する安全性の確保及び緊急停止時等の対策

様式 9－1

イ． アフターサービスの考え方と体制

様式 9－2

ウ． 周辺環境の保全に対する取組方法

様式 9－3

エ． 火葬柁設備における省エネ対策及びコスト縮減に対する取組

様式 9－4

オ． 今回提案する火葬柁設備の特徴と緊急時の考え方と対応方法

様式 9－5

（3）その他

①様式 9－5 については、自社の火葬柁設備において最も特徴としている事項（強調すべき点）を簡潔に列記し、記載すること。

②各設備については、別紙火葬柁設備基本仕様書を考慮して設備計画を行うこと。

1 2. 審査方法

（1）プレゼンテーション及び質疑応答

①実施日 令和 7 年 7 月 23 日（水） ※予定

②出席者 5 人以下

③時 間 説明は 30 分以内とする。その後、必要に応じて質疑応答を行う。

④機 器 マイク、プロジェクター、スクリーンは当市が用意する。

その他必要となる機器（パソコン等）については提案者で準備すること。

なお、パソコン以外の機器を使用するときは事前に連絡し当市担当者の確認を受けること。

⑤場 所 御坊市役所 1 階 多目的ホール

※具体的な日時については、技術提案書提出者に対し、別途通知する。

（2）審査

審査は、御坊市斎場火葬柁設備改修工事審査委員会（以下「審査委員会」という。）にお

いて下記「評価項目」に基づき組織体制、技術提案内容、見積額、プレゼンテーション等を総合的に審議し、評価点数の高い順に最優秀候補者と次点候補者を選定する。

評価項目

項 目	評価の視点
1. 組織・会社経営内容	経営状況、納入実績、アフターサービス等
2. 炉設備技術評価	設計計算と整合性、適正な設備機器計画等
3. 環境保全対策	排出基準値に対応が可能な炉設備構造等
4. 施設管理	維持管理費用の適正さ、設備設置に必要な空間の確保 維持管理経費の試算、火葬業務委託等の費用試算等
5. 工事額	設備仕様に整合し、適正な見積金額か
6. 提案事項	提案内容として、自然災害に対する安全性の確保及び 緊急時の考え方と対応方法、工事手順の適正さ
7. プレゼンテーション ・ヒアリング	表現力、説得力 取組み姿勢及び意欲

(3) 審査結果

審査結果は書面により通知する。なお、最優秀候補者又は次点候補者として選定されなかった者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に本市に対して説明を求めることができる。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ①資格要件を満たさない者が提案書を提出したとき。
- ②提案書に虚偽の記載があったとき。
- ③提出書類の提出方法又は提出期限に適合しない者。
- ④プレゼンテーションに出席しなかった者。
- ⑤その他審査委員会が不適当と認めた者。

1 3. 契約の締結

- (1) 最優秀候補者として特定されたものを対象とする工事請負契約書は、提出された技術提案書等に基づき工事内容の詳細について協議の上仮契約手続きを行う。

この契約は御坊市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第1号)第2条の規定による市議会の議決を得た日から本契約とする。また、当該仮契約の内容につき議会の議決が得られないときは契約の効力を失うこととなり、これらによって最優秀候補者に損害が生じても、本市はその責めを負わない。

- (2) 仮契約後、最優秀候補者は、御坊市斎場火葬炉設備改修工事の実施設計図書の作成を履行することとする。これについては、技術提案書等に記載された内容を反映しつつ、本市と協議しながら行うものとする。

なお、この実施設計図書の作成に関して発生する費用は、最優秀候補者の負担とする。

- (3) 実施設計図書が、技術提案書等と比較して機能の追加がない場合には、この実施設計図書に基づく見積額は、技術提案書の際に提出された項目別工事見積書の金額と比較して、原則として同額以下とならなければならない。ただし、実施設計図書作成期間における、

発注者からの指示及び予見不可能な事由に起因する変更並びに社会経済情勢の変化による見積額の変更については、別途協議するものとする。

- (4) 最優秀候補者が災害等の特別な理由により契約が締結できない場合は、選定時に順位付けした順に契約交渉を行うものとする。
- (5) 契約金の支払いは、令和7年度は前払金及び設計料、令和8年度、令和9年度は中間前払金又は部分払金、令和10年度は残金を支払う。
- (6) 支払い方法及び契約保証は、御坊市財務規則（昭和39年規則第4号）の規定によるものとする。

14. その他

- (1) 技術提案書作成に係る費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者数が1者の場合でも、本プロポーザルは実施する。
- (3) 提出された関係書類等は返却しない。
- (4) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 技術提案書の著作権は原則として参加者に帰属するものとする。
ただし、本市最優秀候補者及び次点候補者の選定に必要と認める場合は、無償で使用する
ことができるものとする。
- (6) 提出書類は、本市において選定に伴う作業等の必要な範囲において複製できるものとする。
- (7) 本審査に係る情報公開請求があった場合は、御坊市情報公開条例（平成12年条例第29号）及び御坊市プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準に基づき、提出書類等を公開することがある。
- (8) 参加者は、最優秀候補者及び次点候補者選定後、本審査に係る要領等の内容又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。
- (9) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、参加申込を無効にするとともに、指名停止措置を行うことがある。

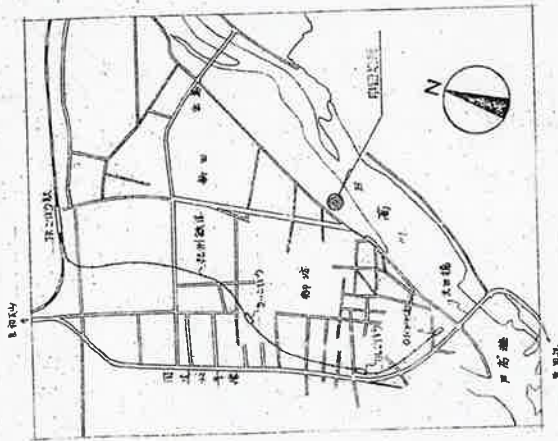
15. 問い合わせ先

担 当： 御坊市役所 市民生活部 市民環境課 中西、林
住 所： 〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地2
T E L： 0738-23-5500
F A X： 0738-24-3255
E-mail： shiminkankyo@city.gobo.lg.jp

図1 御坊市斎場位置図

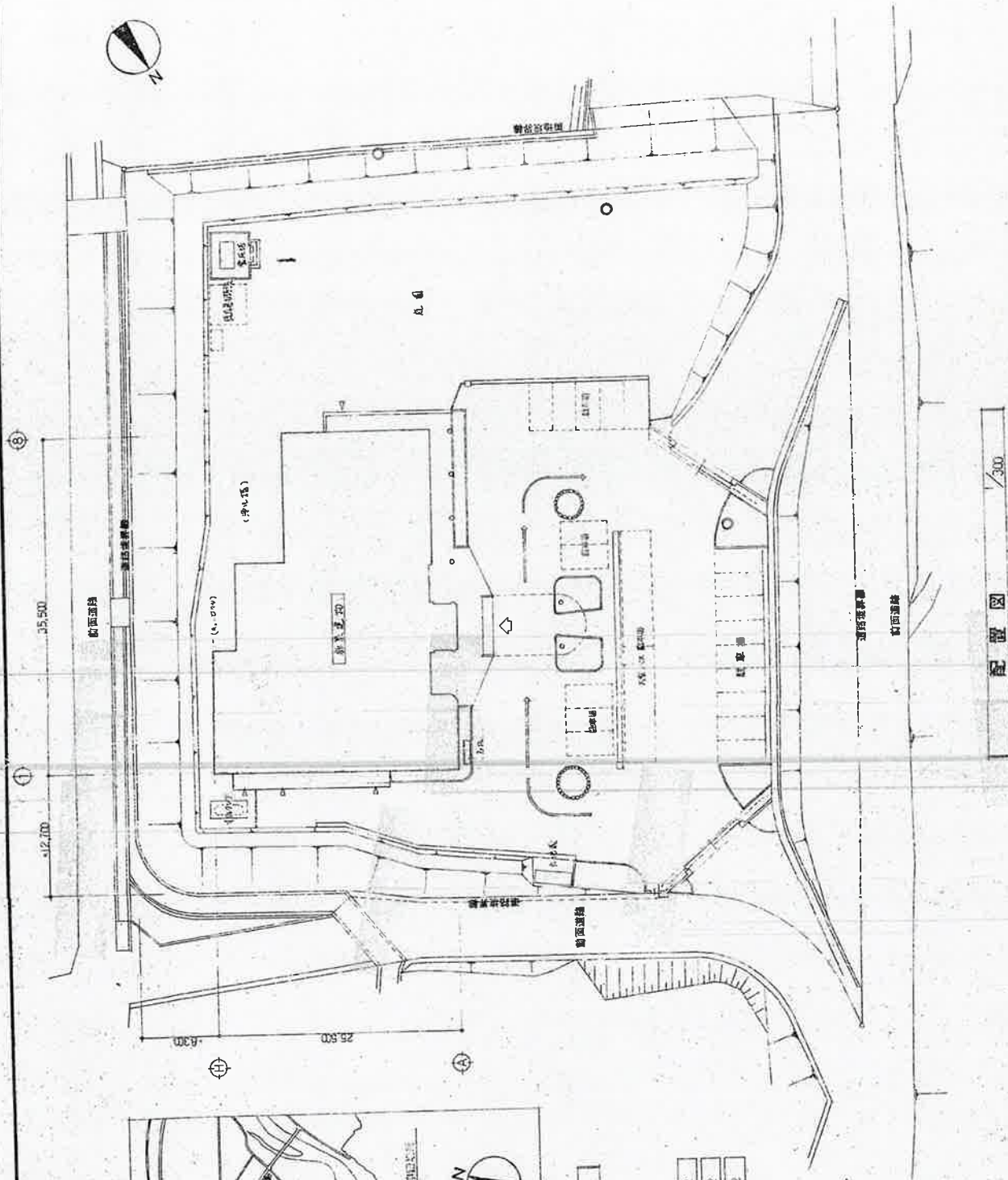


図2 御坊市斎場敷地



附近見取図

敷地面積	6078.01 m ²
建築面積	874.465 m ²
床面積	715.756 m ²



配置図



TEL 0794-3151

設計 株式会社 岡本設計事務所
監理 一級建築士 岡本政仁

設計 監理

No. 5

年月日

300

縮尺

配置図

附近見取図

工事設計図 図名

御坊市火葬場新築

Architectural floor plan of a building, showing various rooms and corridors. The plan includes dimensions in meters and Japanese labels for various rooms.

Rooms and Dimensions:

- 会議室 (Meeting Room): 2.700 x 7.000
- 図書室 (Library): 2.700 x 1.900
- 事務室 (Office): 2.700 x 1.500
- トイレ (Toilet): 2.700 x 1.500
- エレベーター (Elevator): 2.700 x 1.500
- 廊下 (Corridor): 2.700 x 1.500
- 玄関 (Entrance): 2.700 x 1.500
- 洗面所 (Washroom): 2.700 x 1.500
- 更衣室 (Changing Room): 2.700 x 1.500
- 倉庫 (Warehouse): 2.700 x 1.500
- 作業室 (Workshop): 2.700 x 1.500
- 実験室 (Laboratory): 2.700 x 1.500
- 研究室 (Research Room): 2.700 x 1.500
- 講義室 (Lecture Room): 2.700 x 1.500
- 演習室 (Practice Room): 2.700 x 1.500
- 視聴覚室 (Audio-Visual Room): 2.700 x 1.500
- 音楽室 (Music Room): 2.700 x 1.500
- 体育館 (Gymnasium): 2.700 x 1.500
- プール (Pool): 2.700 x 1.500
- 庭園 (Garden): 2.700 x 1.500
- 駐車場 (Parking Lot): 2.700 x 1.500

Dimensions:

- Overall width: 2.700, 7.000, 1.900, 1.500, 3.000, 5.750, 12.100, 25.500, 4.000
- Overall length: 2.700, 7.000, 1.900, 1.500, 3.000, 5.750, 12.100, 25.500, 4.000

TEL (674) 90-3187

图4 火葬炉平面图

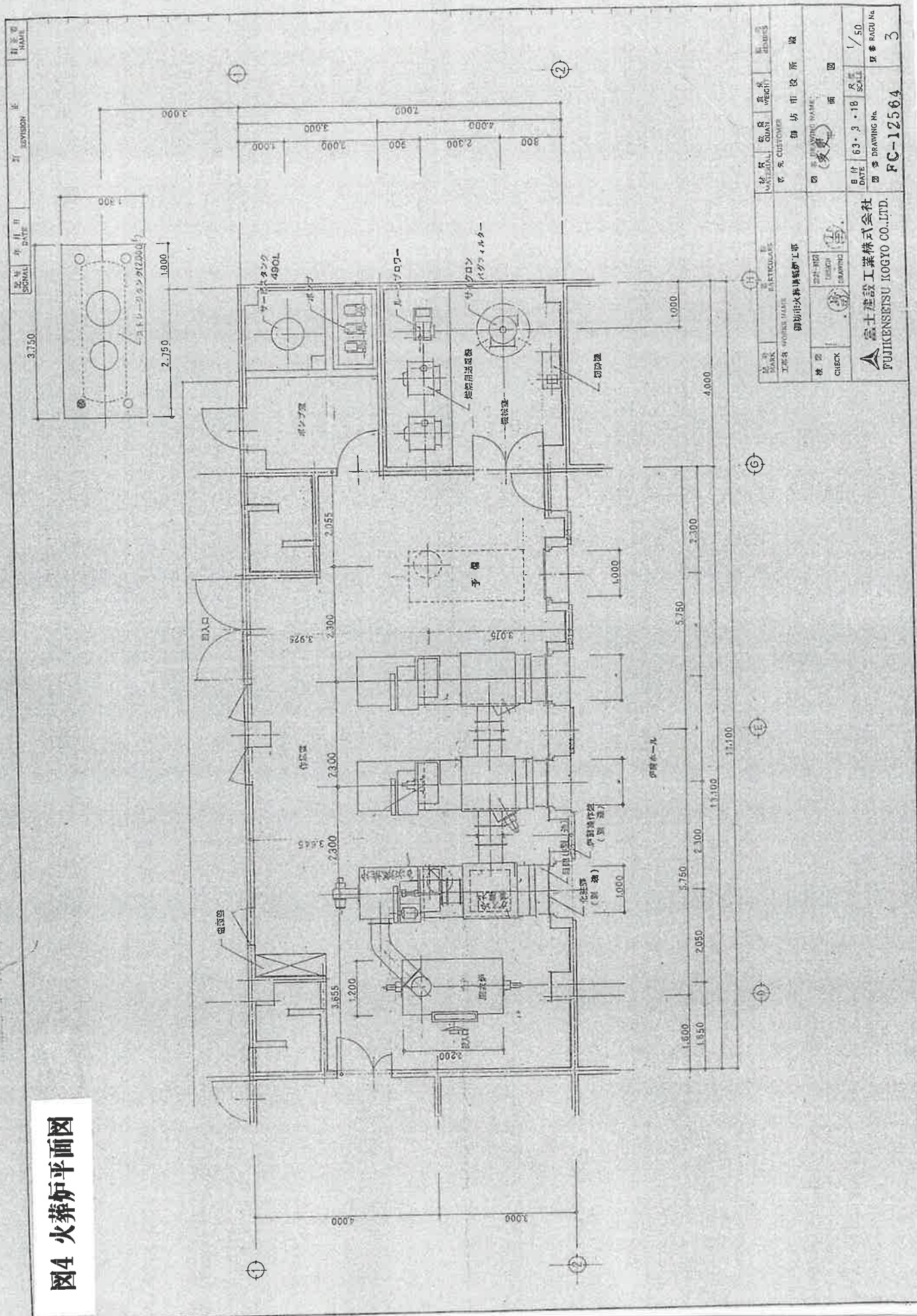


图5 火葬炉断面图

